様式第2号(第6条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

出雲市長　　　　　　印

預かり保育料減免決定(却下)通知書

　　先に申請のあった預かり保育料の減免について、下記のとおり決定(却下)いたしましたので、出雲市立幼稚園預かり保育料に関する規則第６条の規定により通知いたします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 児童の氏名及び生年月日 | 　　　　年　　月　　日生 |
| 幼稚園の名称及び所在地 |  |
| 適用期間 | 　　　　年　　月から　　　　年　　月まで |
| 保育料の額 | 減免前減免後 |
| 備　考（却下の理由） |  |

１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。